

令和6年度やまがた鉄道沿線活性化助成金交付要綱

(目的)

第1条 山形県鉄道利用・整備強化促進期成同盟会（以下「鉄利同盟会」という。）会長は、県内鉄道の利用拡大及び地域の活性化を図るため、やまがた鉄道沿線活性化プロジェクトにおいて実施する駅前でのイベントの拡充や人が集まる施設の整備、観光利用の促進等の取組に要した経費について、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で助成金を交付する。

(交付対象団体等)

第2条 助成金の交付の対象となる団体等（以下「団体等」という。）は、次に掲げる者とする。

- 一 県内の市町村
- 二 鉄道沿線市町村等で構成する県内の鉄道関係期成同盟会
- 三 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業を行う者で、山形県内に本社がある事業者
- 四 県内の商工観光団体その他の団体
- 五 別表1の「対象事業」のうち(3)③に掲げる事業を行う、県内に主たる事業所を有する製造業者で、本条一から四に掲げる者のいずれかと連携して事業を行う者
- 六 別表1の「対象事業」のうち(4)①に掲げる事業を行う、子ども・子育て支援法に基づく県内の特定教育・保育施設等、小学校及び遠足等業務を受託した旅行関連事業者

(交付対象事業)

第3条 助成金の交付対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、別表1の「対象事業」のうち、新規性を有すると認められるものとする。ただし、(4)①に掲げる事業については、新規性を問わない。

- 2 交付対象事業は、原則として令和7年3月21日までに完了する事業とする。
- 3 交付対象事業は、翌年度以降も継続的な実施が見込まれるものとする。ただし、別表1の「対象事業」のうち(2)①に掲げる事業であって、鉄道関係の周年事業や駅舎新築等の開業セレモニー等に伴うイベントについては、継続的な実施を問わない。

(事業の新規性)

第4条 前条第1項に規定する「新規性」については、新たに事業を実施するもののほか、過年度事業から事業内容や開催場所等を拡充するもの、他団体との連携を強化するもの等とする。なお、既存事業の振替は、新規性を有するとは認めない。

(交付対象経費及び助成金の額等)

第5条 助成金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、別表2に掲げる経費とする。

2 助成金の交付額は、交付対象経費の額（交付対象事業の実施に伴い自己資金以外の収入がある場合は、交付対象経費から当該収入を除いた額）に別表1の「助成率」を乗じ、千円未満を切り捨てた額（遠足・社会科見学等に係る鉄道運賃を除く。）又は、別表1の「上限額」のいずれか低い額とする。

(交付申請)

第6条 本助成金の交付を希望する団体等は、交付申請書（様式1）を、鉄利同盟会会長（以下「会長」という。）が別に定める期日までに、会長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第7条 会長は、前条の申請があった場合は、内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付の決定を行い、申請した団体等に通知するものとする。

(変更申請)

第8条 交付決定を受けた団体等（以下「交付団体等」という）は、申請内容を変更する場合には、あらかじめ変更承認申請書（様式2）を会長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、交付対象経費の総額の20パーセント以内の増減（助成金の増額がある場合を除く）又は会長が軽微な変更と認める場合は、この限りでない。

(実績報告)

第9条 交付団体等は、交付対象事業が完了した場合は、実績報告書（様式3）を会長に提出しなければならない。

2 前項の報告は、事業完了の日から起算して30日以内又は令和7年3月24日のいずれか早い期日までとする。

(助成金の額の確定)

第10条 会長は、前条の報告があった場合は、その内容を審査し適当と認めるときは、助成金の額の確定を行い、当該交付団体等に通知するものとする。

(助成金の交付)

第11条 会長は、前条の助成金の額の確定後、速やかに助成金を支払うものとする。

(交付団体等の努力義務)

第 12 条 交付団体等は、事業年度終了後も交付対象事業の継続に努めなければならない。

2 交付団体等は、助成金により取得した物品等（助成金の対象として申請した経費により取得した物品等）を、申請した交付対象事業以外に使用してはならない。ただし、申請した交付対象事業の実施に支障のない範囲での使用は除く。

(雑則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 28 日から施行する。

別表1 交付対象事業

区分	対象事業	助成率	上限額
(1) 駅を中心としたまちづくりの推進	①駅及び駅周辺施設を活用した、駅周辺の賑わいの創出につながる施設整備 〔例〕コワーキングスペース、学習スペース、カフェ等の整備	2分の1	2,000千円
	②駅からの周遊や、駅へのアクセスの改善に資する施設整備 〔例〕シェアサイクル、駐車場（パークアンドライド用）等の整備		
	③鉄道の利用拡大や利便性向上に資する構想の具体化等に向けた調査 〔例〕新駅整備の検討に必要な調査、路線新設（LRT等）の検討に必要な調査		
(2) 観光・ワーケーション等による交流人口の拡大	①駅前や駅及び駅周辺施設を活用したイベントの開催（鉄道での来訪を推奨するものに限る。）	2分の1	500千円
	②企画列車の運行や、鉄道や沿線の資源を活用したツアー企画等の実施		
(3) 人と物の往来拡大による地域産業の活性化	①駅周辺におけるビジネスイベントの開催（鉄道での来訪を推奨するものに限る。）	2分の1	200千円
	②鉄道を活用した荷物輸送の実施		
	③鉄道に関連した沿線の特産品開発 〔例〕鉄道路線にちなんだ日本酒、駅名を冠した菓子の開発	2分の1	250千円
(4) 沿線住民の意識醸成・利用拡大	①鉄道を利用した遠足・社会科見学等の実施（小学生以下に限る。）	10分の10	(片道) 500円/人 (往復) 1,000円/人
	②沿線住民等の買い物等での鉄道利用に特典を付与することによる、日常的な鉄道利用の促進に資する取組の実施（鉄道の利用を伴うものに限る。通勤・通学を除く。鉄道運賃に係る助成を除く。） 〔例〕通勤・通学以外で鉄道を利用し、かつ、沿線の店舗で買い物をした際に、次回使えるクーポンやポイントを配布	2分の1	200千円

※(1)～(3)及び(4)②については、1団体につき、それぞれ1事業のみ申請できるものとする。

別表2 交付対象経費

費目	用途の例
報償費	<ul style="list-style-type: none"> ・講師や専門家、イベント参加団体等に対する謝金 ・特産品開発に係る技術指導費
旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・講師等の旅費（団体等の構成員に係る旅費は対象外） ・鉄道を使った遠足・社会科見学の鉄道運賃
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・活動に必要な器具・用具、消耗品等（取得価格が10万円未満（消費税込み）に限る。）
印刷・広報費	<ul style="list-style-type: none"> ・チラシ、ポスター、パンフレット等の印刷費 ・クーポン券の印刷費 ・新聞折り込み、Web広告等の掲載費
運搬・郵送費	<ul style="list-style-type: none"> ・資料、資機材等の運搬・郵送料 ・荷物輸送に係る経費
商品開発費	<ul style="list-style-type: none"> ・特産品開発に係るデザイン費、試作品原材料費、試作品製作費
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・資機材や会場の借上料
委託費	<ul style="list-style-type: none"> ・駅を中心としたまちづくりの推進に係る施設整備の設計及び鉄道の利用拡大や利便性向上に資する構想の具体化等に向けた調査等の委託に係る経費 ・特産品開発や市場調査等の委託に係る経費
工事請負費	<ul style="list-style-type: none"> ・駅を中心としたまちづくりの推進に係る施設整備の工事に係る経費
その他の経費	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道利用者へのクーポン（ポイント）配付相当額 ・その他、活動に必要な経費のうち会長が認める経費

※施設整備における維持費・運営費、イベント実施を伴わないパンフレット・グッズ等の作成費用は対象外とする。

※鉄道を利用した遠足・社会科見学等の実施については、鉄道運賃のみを対象とする。

※令和6年4月1日以降に発生する経費を対象とする。

様式1 交付申請書

番 号
令和 年 月 日

山形県鉄道利用・整備強化促進期成同盟会 会長 殿

(申請者)

所在地

団体等名

代表者の役職・氏名

令和6年度やまがた鉄道沿線活性化助成金交付申請書

令和6年度のやまがた鉄道沿線活性化プロジェクトにおける県内鉄道の利用拡大及び地域の活性化等に資する交付対象事業について、標記助成金を下記のとおり交付されるよう、関係書類を添付し申請します。

記

1 交付対象事業の区分

2 交付申請額 金 円

3 確認事項（該当することを確認し、□にレ（チェック）を入れてください。）

（1）翌年度以降も、当該事業を継続的に実施するものである。 □

（2）新規性を有する。（事業計画書に内容を記載） □

4 添付書類

（1）事業計画書（別紙1）

（2）収支予算書（別紙2）

（3）市町村以外の場合、団体等の概要（会則、構成員名簿、事業計画書、資金計画書等）

（4）製造業者の場合、連携先の団体等の情報（別紙3）

事業計画書

団体等の名称・代表者		
連絡担当者		郵便番号 所在地 氏名 電話番号 メール
事業 計 画	交付対象事業区分 ・対象事業	
	実施場所（実施駅） ・実施地域	
	事業目的・ 事業内容	
	新規性 （具体的内容）	
	参加予定人数	人
	実施時期	スケジュール
	翌年度以降の 実施見込	
	事業に要する経費	円
助成率（別表 1）		
上限額（別表 1）		円
交付申請額		円 （千円未満切り捨て ※遠足・社会科見学等に係る鉄道運賃を除く。）
備考		

※市町村以外の場合、団体等の概要（会則、構成員名簿、事業計画書、資金計画書等）が分かる書類を添付してください。

収支予算書

1 収入の部

単位：円

項目	予算額	内訳
助成金		
自己資金		
その他		
合計		

2 支出（経費）の部

単位：円

項目 （費用）	予算額		内訳 （使途（物品名等）、単価、数量など）
		うち交付対象経費	
合計			

※申請した交付対象事業に係る収支見込みを記載してください。

連携先の団体等の情報

(製造業者が申請する場合のみ添付)

<p>連携先区分 (該当するものに○)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市町村 2. 鉄道沿線市町村等で構成する鉄道関係期成同盟会 3. 山形鉄道株式会社 4. 商工観光団体その他の団体
<p>連携先団体等の名称 (連携先区分 3 の場合 記載不要)</p>	
<p>連携内容 (当該事業への連携先 団体等の関与、役割等)</p>	

様式2 変更承認申請書

番 号
令和 年 月 日

山形県鉄道利用・整備強化促進期成同盟会 会長 殿

(交付決定団体等)

所在地

団体等名

代表者の役職・氏名

令和6年度やまがた鉄道沿線活性化助成事業計画変更承認申請書

令和 年 月 日付けで助成金の交付決定の通知があった標記助成事業について、下記のとおり計画を変更したいので、承認されるよう、関係書類を添付して申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 助成金変更交付申請額 (助成金の額に変更がある場合)

既交付決定額 金 円(A)

今回変更増△減額 金 円(B)

変更交付申請額 金 円(A)+(B)

様式3 実績報告書

番 号
令和 年 月 日

山形県鉄道利用・整備強化促進期成同盟会 会長 殿

(交付決定団体等)

所在地

団体等名

代表者の役職・氏名

令和6年度やまがた鉄道沿線活性化助成金実績報告書

令和 年 月 日付けで助成金の交付決定を受けた標記助成金の交付対象事業が完了したので、下記のとおり関係書類を添付して報告します。

記

- 1 交付対象事業の区分
- 2 交付決定額 金 円
- 3 助成金の額 金 円

振込先 金融機関	金融機関名		口座の種類 (レを記入)	普通 <input type="checkbox"/> ・当座 <input type="checkbox"/>
	支 店		口座番号	
	口座名義	通帳表記のカナ名義 【例】カヤマガタカイシャ		

4 添付書類

- (1) 事業実績書 (別紙1)
- (2) 収支決算 (見込) 書 (別紙2)
- (3) 振込先口座の通帳の写し

※振込先と法人名の名義が異なる場合は、委任状が必要となります。

事業実績書

団体等の名称・代表者		
連絡担当者		郵便番号 所在地 氏名 電話番号 メール
事業 実績	交付対象事業区分 ・対象事業	
	実施場所（実施駅） ・実施地域	
	事業実績	
	参加人数	人
	実施日・ 実施期間	
	事業に要する経費	円
助成率（別表1）		
上限額（別表1）		円
交付決定額		円
助成金の額		円 (千円未満切り捨て ※遠足・社会科見学等に係る鉄道運賃を除く。)
備考 (翌年度以降の実施見込)		

※事業実績が分かる資料（写真、新聞報道等）を添付してください。

収支決算(見込)書

1 収入の部

単位:円

項目	決算(見込)額	内訳
助成金		
自己資金		
その他		
合計		

2 支出(経費)の部

単位:円

項目 (費用)	決算額		内訳 (使途(物品名等)、単価、数量など)
		うち交付対象経費	
合計			

※交付決定を受けた交付対象事業に係る収支実績額(収入の部の助成金は見込額)を記載してください。

※支出の証拠書類(領収書等)及び物品等を購入した場合は、その写真を添付してください。